有料老人ホーム設置運営についての手続の流れ

有料老人ホーム届出

（指導要綱＋老人福祉法）

設置予定者	市　長

事前協議書 → ○

【協　　議】

↓

○ ← 事前協議終了通知

↓

事前協議変更書 → ○

軽微な変更以外

↓

← 再協議の指示

【再　協　議】

← 終了通知

［建築確認等］

↓

設　置　届 → ○

↓

○ ← 設置届受付通知書

↓

事業開始届 → ○

変　更　届 → ○

（１月以内）

※定員増の場合は、事前に市長との協議が必要。

特定施設の指定

（介護保険法）

設置予定者	市　長

【公募手続（事業者の選定）】

申　請　書 → ○

↓【審　査】

知事の同意

↓

○ ← 指定通知

変　更　届 → ○

（10日以内）　↓

○ ← 受付通知

※定員増の場合は、変更申請（指定）が必要。